

**平成24年度 清瀬市行政評価
（外部評価委員会報告書）**

**平成24年12月
清瀬市行政評価外部評価委員会**

平成24年度 行政評価（外部評価）報告書

目次

1	外部評価の概要	1頁
(1)	外部評価の趣旨	1頁
(2)	評価対象事業について	1頁
(3)	外部評価の流れ	2頁
(4)	外部評価内容	2頁
(5)	外部評価結果の利用等	2頁
2	評価結果	2頁
(1)	外部評価結果	2頁
(2)	その他意見	7頁
3	委員名簿	9頁
4	委員会日程	9頁
5	委員会開催経過	10頁
(1)	第1回清瀬市行政評価外部評価委員会	10頁
(2)	第2回清瀬市行政評価外部評価委員会	10頁
(3)	第3回清瀬市行政評価外部評価委員会	10頁
(4)	第4回清瀬市行政評価外部評価委員会	11頁
(5)	第5回清瀬市行政評価外部評価委員会	11頁
(6)	第6回清瀬市行政評価外部評価委員会	11頁
(7)	第7回清瀬市行政評価外部評価委員会	12頁
(8)	第8回清瀬市行政評価外部評価委員会	12頁

資料

- 1 清瀬市行政評価外部評価実施要綱
- 2 5事業に対する委員主な意見

1 外部評価の概要

(1) 外部評価の趣旨

これまで、行政枠内でのみの改善作業にとどまっていた制度そのものの形骸化を防ぎ、広く市民の方々の視点に立つ事業改善に努めることで、評価の客観性、妥当性を高めるとともに、第4次行財政改革大綱で主軸としているPDCAサイクルの構築を確実なものとしていくことを趣旨としています。

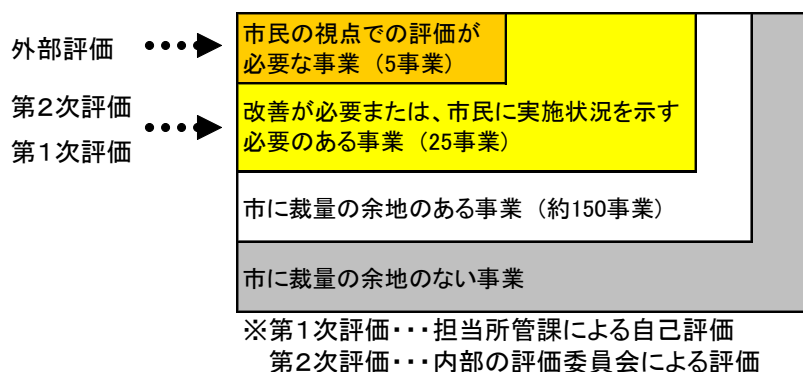
また今回、国の事業仕分け手法とは異なり、財源確保のために事業の廃止等の是非を結論付けるものではなく、多角的に事業を評価し、内部評価のみでは不可能であった「気づき」を得ることで、建設的な方向性を見出すものとして実施しました。

(2) 評価対象事業について

平成24年度行政評価対象事業は、平成23年度実施した事務事業を対象としました。

選定には、まず、市に裁量の余地のある約150事業の中から、第1・2次評価対象事業として、内部の行政評価委員会で25事業を選定しました。そのうち、下記の「外部評価対象事業選定の基準」をもとに、平成24年度外部評価対象事業として、内部の行政評価委員会で5事業を選定致しました。

【平成24年度評価対象事業】



【外部評価対象事業選定の基準】

- 予算規模100万円以上の事業
 - 一般財源の比率が総事業費の80%以上の事業
 - 概ね3年以上継続しており、平成24年度も引続き実施している事業
 - 外部の評価を参考としたい事業
 - 新規の継続事業で効果や課題を明らかにする必要がある事業
 - 以下に該当するものは対象外とする
- 単年度で終了する事業、すでに事業継続の見込みが無い事業
 - すでに今年度中に見直しをする可能性が生じている事業

- 市の裁量が乏しい事業
- 調査研究の段階にあり、予算規模が見込めない事業

【外部評価対象5事業】

	行政評価対象事業	担当課
1	市民活動センター関係事業	企画課
2	松山地域市民センター管理事業	市民課
3	消費者保護対策事業	産業振興課
4	敬老記念事業	高齢支援課
5	健康増進事業	健康推進課

(3) 外部評価の流れ

委員会は1回2時間で行われ、各回1事業ずつ審議しました。会議の冒頭で、担当所管課が15分程度のプレゼンテーションを行い、その後、質疑応答を交えながら、評価について議論しました。

会議終了後、委員は自宅で各々評価をまとめ、第6回委員会までに全5事業の審議を実施しました。

第7・8回委員会では、意見の集約をし、委員会の総意として本報告書をまとめました。

(4) 外部評価内容

審議中は、各事業の今後の方向性を「拡充がふさわしい」「現状維持・継続がふさわしい」「一部改善を要する」「全体的な見直しを要する」のいずれかがふさわしいのか、という視点で議論を深めました。

その結果、必ずしも選択肢に当てはまらない場合があるため、外部評価の主旨に従い、建設的な方向性について当該事業毎に言葉を入れ込んだ形を、最終的な評価結果としました。また、その他、委員会運営や行政評価そのものについての意見も提案しました。

(5) 外部評価結果の利用等

外部評価結果は、市の最終決定として位置づけられるものではありませんが、清瀬市行政評価外部評価実施要綱第8条のとおり、庁議及び部課長会議その他の会議で周知を図り、また行政評価制度そのものへの提案についても、尊重しなければならないとされています。市は、今回の報告書を考慮した上で、各事業の今後の方向性を決定し、予算や今後の取組みに対する反映状況について、別途公表するとしています。

2 評価結果

(1) 外部評価結果

	担当課	行政評価対象事業	第2次評価	委員意見	外部評価
1	企画課	市民活動センター関係事業	見直し	<p>・運営方法の見直しと認知度向上 必要性及び社会的効果が高い事業である一方、第2次評価でもあるように、その活動内容が見えにくい。特に運営方法の見直しと認知度向上を試みる必要がある。</p> <p>現在の運営方法については、方針や情報公開が不十分で、加盟団体の活動状況が把握しにくく、団体の育成が不十分である。また市と運営主体の役割分担や責任範囲が不明確な印象がある。</p> <p>現在の運営が、他の団体と同列のNPO法人への委託である点、またそれが本事業開始から長きにわたる体制である点に問題がある。</p> <p>運営については、指定管理者制度の導入や、住民参加の仕組みを取り入れ、現登録団体を組織化することなどを提案したい。市は、実施団体の自主・自立性を損なわず、また運営主体と課題の共有をし、密な関係を持つ必要がある。運営において核となる人材の発掘は、第2次評価でもあり課題である。</p> <p>また本事業の認知度は低い。更に住民を取り込んでいくためにも、広報活動を充実させる必要がある。こちらも第2次評価のとおりである。情報誌「市民活動ニュース」に編集ボランティアを活用し、紙面の刷新を図ることや、一般市民の目のつく場所への配布、また10周年記念企画などを検討して頂きたい。</p> <p>・社会福祉協議会との関係 長年の懸案事項である社会福祉協議会ボランティアセンターとの関係は、非効率な面があり、統一も選択肢である。引き続き改善に向けて検討が必要である。</p>	<p>事業の必要性及び社会的効果が高いことを認めるが、運営方法の見直しや社会福祉協議会との関係性について改善を要する。</p>

	担当課	行政評価対象事業	第2次評価	委員意見	外部評価
2	市民課	松山地域市民センター管理事業	見直し	<p>・出張所業務について</p> <p>指定管理者制度を導入している他の市民センターと比べ、夜間における施設利用料等の取扱いが出来ないため、サービスが劣るとのことだが、出張所業務について、縮小はやむを得ないとしても、廃止は望まない。むしろ、通勤者に利便性の高い駅前に簡易な窓口を設置することや、アミュービルやその他利便性の高い公共施設に野塩出張所と統合した総合出張所を設置するなどを提案したい。</p> <p>また財政面から出張所業務の縮小等を検討する際は、住民の出張所業務への期待があることを踏まえ、第2次評価でもあるように、実際の需要を把握した上で、可能な限りサービスの低下とならない様な代替案が必要である。</p> <p>・センター事業について</p> <p>センター事業については、指定管理者制度を導入することで経費削減が図られるなら導入を検討して頂きたい。その際、他の公共施設とまとめて、ひとつの指定管理者と契約した方が効率的である。</p>	出張所業務の廃止は望まないが、その有り方についてはセンター管理事業と併せて見直す必要がある。



	担当課	行政評価対象事業	第2次 評価	委員意見	外部評価
3	産業振興課	消費者保護 対策事業	見直し	<p>・情報発信・啓発活動について 本事業の必要性及び有効性は高く、また、相談業務が成果を上げている点から、効率性についても経費相当の効果を認める。 一方で、被害を未然に防ぐための、市民に対する情報発信や啓発活動が弱い。振り込め詐欺等の消費者トラブル、身の回りの化学物質や原発事故による放射能など、消費生活に関わる事項は市民生活の中心的事柄である。消費者の関心事の発信に重きを置き、「賢い消費者」の育成に努めるべきである。 現在、情報発信、啓発活動の根幹とされる唯一のものが広報誌「ちえのわ」であるが、市民に必要な情報が十分書かれていない。また本年度刷新した市報と比較して、構成等にも改善の余地がある。「ちえのわ」に予算が余り充てられていないとの担当所管課の説明であったが、編集技術の改善または編集委員を募集するなどし、消費者が真に必要な情報をより分かり易く掲載することは、予算にかかわらず改善可能な点である。 また消費者団体についても、現状では他の市民団体支援と分けて考える理由が不明瞭であり、現登録団体の中には、目的に沿わないような団体もある。「何でも消費者に絡む」発想は、センター自体の活動が削がれかねないため見直しを要する。</p> <p>・組織について 「住民生活に光を当てる」事業が、産業振興課の一係内に位置付けられていることに、疑問を感じる。循環型社会という視点から、産業と消費者を同じ課が担当していることは、安心安全な生産を目指すという意味で良いのかもしれないが、片手間に扱っている印象は否めない。また、東京都の消費生活総合センターや弁護士等との連携も普段からシステム化していると良い。体制の見直しについては、組織も含めて検討頂きたい。</p> <p>・指定管理者制度について 相談業務は高いスキルを持っていることから現状の市直営を望む。センターの貸し館業務は、指定管理者制度の導入により業務の効率化が図られるか、他の施設と窓口の一本化が可能なのか等を検討頂きたい。</p>	<p>相談業務は評価する一方、情報発信、啓発活動の強化が必要である。センターの貸し館業務については指定管理者制度の検討を求める。</p>

	担当課	行政評価対象事業	第2次評価	委員意見	外部評価
4	高齢支援課	敬老記念事業	見直し	<p>・祝い金について 77歳から実施している祝い金については、平均寿命が延びている背景から、対象年齢を引き上げることを提案したい。</p> <p>・敬老大会について 敬老大会は、第2次評価でも挙げられているが、施設面の問題(出席者1,500人を一度に収容できない、夏場に空調設備がない等)や、バス5台を借り上げながらも出席者の多くが記念品の受取りのみで帰ってしまう点、また、二部の内容に出席者が満足しているかどうかといった点などに疑問がある。 多世代と交流を持てるような地域毎の分散開催や、市のシンボルである清瀬けやきホールへの活用検討、二部の演芸を本年度実施した消費生活や交通安全の啓発といった有意義なものに工夫するなど、改善を求めたい。また、バスチャーター費用についても、シルバーパス制度を活用し、必要性について再検証が必要である。開催場所といったハード面については、現在の一か所開催をよしとする声も聞かれ、なかなか早急な結論が出にくい。だが、高齢化率の高い清瀬市「らしさ」を追求し、中身の工夫をするといったソフト面は、毎年度、出席者のアンケート調査をするなどの改善に努めるべきである。</p> <p>・老人の福祉への関心と理解 例えば商工会等の協力を得て、老人週間は商店街にポスターやのぼりを設置し、対象者に商品の割引サービスを行うなど、市全体が老人週間を盛り上げ、本来の趣旨である老人の福祉への関心と理解を深める事業実施を提案したい。</p>	祝い金の金額及び、敬老大会の内容や開催場所を事業の趣旨に照らして見直した上で、事業の継続が望ましい。

	担当課	行政評価対象事業	第2次 評価	委員意見	外部評価
5	健康推進課	健康増進事業	見直し	<p>・民間のスポーツクラブ等との住み分け 民間のスポーツクラブの運営方法やサービスのあり方等について比較することは有意義であるが、民間のスポーツクラブと比較する前に、まずは、市の責務である特定健診事業の中で糖尿病や高血圧症予防等を実施することが必要である。スポーツクラブ需要ではなく、体力づくり需要を掘り起こし、市民の体力を底上げし、清瀬市民の健康増進に努めるべきである。</p> <p>その為には、予算を拡充して設備投資をすることで単にスポーツクラブとしての機能を高めるのではなく、趣旨に適う事業実施を求める。例えば、健康増進室として、管理栄養士や保健師と連携を強化し、食事とタイアップした指導の実施や、市民あげでの体力テスト、柳瀬川を走るランナーをターゲットとしたイベントの実施等、企画力を生かして頂きたい。</p> <p>・広報及び利用者アンケート 夜間利用者や若い世代の利用者が少ない点は、費用対効果の面から課題である。職員を配置し利用者を待っているだけのセンター「ありき」の姿勢ではなく、市民が足を運ぶ様な広報が必要である。その他、利用者アンケートを実施し、その結果、開館時間や事業内容、または下宿の市民体育館にスポーツ設備を集積するなど、様々な視点で、部分的縮小や変更も含めた見直しが、将来的に必要である。</p>	市の職責として特定健診事業等が可能な規模での継続を望む。その上でアンケートを実施し、その結果費用対効果の面から縮小も含めた見直しが将来的に必要である。

(2) その他意見

【説明資料について】

- ・資料の中で、同一施設名などの標記が不揃いなものがあったので、資料の見やすい整え方をして頂きたい。

- ・外部評価は前年度実施した事務事業について評価するものであるが、本年度の予算額についても資料に加えて頂きたい。
- ・担当部署の総事業費に占める、評価対象事業費の割合を、資料に加えて頂きたい。
- ・初回で配布された長期総合計画や行財政改革大綱等を委員会の中でもう少し活用できたらよかった。
- ・説明資料は、事前に委員から要求する取り組みも他市ではある。時間的な難しさが予想されるが、資料要求があった際は、柔軟に対応して頂きたい。

【事業選定について】

- ・本年度、評価対象事業の25事業から、外部評価対象事業として5事業を選定した理由について、詳しい説明があるとよかった。
- ・庁内評価を仮評価として、そこから委員が外部評価対象事業を5事業選定する自治体や、委員が数名毎に分かれ、各グループで異なった事業を評価する自治体等ある様だ。本委員会においても、事業の選定、評価対象数に、もう少し柔軟性が欲しかった。
- ・評価対象事業が総事業費に占める割合の高いものを評価対象としてほしい。可能なら1%程の小さなものは対象外として頂きたい。

【時間配分等について】

- ・委員会の開催日時について、日中などの早い時間帯の方が個人的にはよかった。また委員会内で施設の見学をする場合は、施設の開館時間帯にしたい。
- ・開催日時は、その時の委員によって、都合のよい時間が異なると思うので、委員の希望を聞いて日程調整して頂きたい。
- ・担当所管課によるプレゼンテーションの後、質疑応答と審議の時間を分けていたが、分ける必要は無かったと思う。

【委員会の運営全体について】

- ・今回の様に、評価対象事業に施設の管理、運営に関わる事業がある場合は、委員会の中で、当該施設の見学等をして頂きたい。
- ・当該事業が長期総合計画等においてどの様に位置づけられているのか、議論できればよかった。

【その他】

- ・今年度の委員会の蓄積が、次年度に引き継がれることを望む。評価がどのように反映されたかを見たい。目標数値や達成率を設定できれば評価制度の精度が高まる。
- ・評価をする際、どうしても庁内評価である第1・2次評価結果を参考にしてしまい、評価がつかれてしまうことがあった。
- ・第1・2次評価結果は、情報公開の意味からも伏せておくことはできないので、外部評価委員会の中で、庁内評価の妥当性、整合性を議論できればよいと思う。
- ・第2次評価結果に対して担当所管課からのクレーム等はないのか気になった。
- ・清瀬市は財政が豊かな市ではないことや効率性等に注視して今回評価したので、この外部評価結果が、逆に市民サービスの低下に繋がらないか、少し心配である。

3 委員名簿

	役職	氏名	区分	所属等
1	委員長	星野 泉	学識経験者	明治大学政治経済学部 教授
2	副委員長	菅原 敏夫	学識経験者	公益財団法人地方自治総合研究所 研究員
3	委員	堀 淳一	学識経験者	堀税理士事務所 税理士
4	委員	板倉 美代子	公募市民	
5	委員	臼井 宏子	公募市民	
6	委員	菊谷 隆	公募市民	
7	委員	小西 一午	公募市民	
8	委員	中川 忠	公募市民	
9	委員	林 光夫	公募市民	
10	委員	吉岡 袈裟喜	公募市民	

(役職・区分別五十音順)

4 委員会日程

回	開催日	内容
第1回	平成24年 7月 4日	・委員会についての説明 ・委員長、副委員長の選任 ・基調講演等
第2回	平成24年 7月18日	・担当所管課ヒアリング
第3回	平成24年 8月21日	・担当所管課ヒアリング
第4回	平成24年 9月21日	・担当所管課ヒアリング
第5回	平成24年10月 3日	・担当所管課ヒアリング
第6回	平成24年10月24日	・担当所管課ヒアリング
第7回	平成24年11月 7日	・外部評価報告書のまとめ
第8回	平成24年11月21日	・外部評価報告書のまとめ

5 委員会開催経過

(1) 第1回清瀬市行政評価外部評価委員会

平成24年7月4日(水)午後6時～8時(於:男女共同参画センター会議室1)

【内容】

- ・清瀬市行政評価外部評価実施要綱の説明
- ・委員長、副委員長の選任
- ・委嘱状の交付
- ・渋谷市長による委員の方々との意見交換
- ・清瀬市行政評価外部評価委員会傍聴規程の承認
- ・明治大学政治経済学部教授、星野委員長による基調講演
- ・今後のスケジュールの調整

[委嘱状の交付及び基調講演の様子]



(2) 第2回清瀬市行政評価外部評価委員会

平成24年7月18日(水)午後6～8時(於:男女共同参画センター会議室1・2)

【内容】

- ・第1回会議録の確認
- ・「敬老記念事業」について健康福祉部高齢支援課によるプレゼンテーションおよび質疑応答、審議
- ・今後のスケジュールの調整

(3) 第3回清瀬市行政評価外部評価委員会

平成24年8月21日(火)午後6～8時(於:男女共同参画センター会議室1・2)

【内容】

- ・第2回会議録の確認
- ・「市民活動センター関係事業」について企画部企画課によるプレゼンテーションおよび質疑応答、審議

- ・今後のスケジュールの連絡

(4) 第4回清瀬市行政評価外部評価委員会

平成24年9月21日（金）午後6～8時（於：男女共同参画センター会議室1・2）

【内容】

- ・第3回会議録の確認
- ・「松山地域市民センター管理事業」について市民生活部市民課によるプレゼンテーションおよび質疑応答、審議
- ・今後のスケジュールの連絡

(5) 第5回清瀬市行政評価外部評価委員会

平成24年10月3日（水）午後5～7時（於：男女共同参画センター会議室1・2）

【内容】

- ・第4回会議録の確認
- ・「消費者保護対策事業」について市民生活部産業振興課によるプレゼンテーションおよび質疑応答、審議
- ・今後のスケジュールの連絡

(6) 第6回清瀬市行政評価外部評価委員会

平成24年10月24日（水）午後5～7時（於：男女共同参画センター会議室1・2）

【内容】

- ・第5回会議録の確認
- ・「健康増進事業」について健康福祉部健康推進課によるプレゼンテーションおよび質疑応答、審議
- ・今後のスケジュールの連絡

[担当所管課ヒアリングの様子]



(7) 第7回清瀬市行政評価外部評価委員会

平成24年11月7日(水)午後5～7時(於:男女共同参画センター会議室1・2)・

【内容】

- ・第6回会議録の確認
- ・「健康増進事業」、「市民活動センター関係事業」及び「松山地域市民センター管理事業」についての外部評価のまとめ
- ・今後のスケジュールの連絡

(8) 第8回清瀬市行政評価外部評価委員会

平成24年11月21日(水)午後5～7時(於:男女共同参画センター会議室1・2)

【内容】

- ・第7回会議録の確認
- ・「消費者保護対策事業」及び「健康増進事業」についての外部評価のまとめ
- ・今後のスケジュールの連絡

[外部評価報告書のまとめの様子]



清瀬市行政評価外部評価実施要綱

平成24年 5月31日訓令第60号

(目的)

第1条 この要綱は、市の行財政運営の継続的な見直し、職員の意識改革、市政に対する市民への説明責任等を果たすため、市の事務事業の執行に係る行政評価（清瀬市行政評価実施要綱（平成17年清瀬市訓令第46号）第2条に規定する行政評価に同じ。以下「行政評価」という。）に外部評価制度を導入し、透明性を確保して効率的、かつ効果的な市政運営を推進することを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 市長は、市が実施する行政評価に学識経験者等の意見、提案等を取り入れて行政評価の客観性を確保するため、清瀬市行政評価外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が実施した行政評価結果に市民の視点で評価を行うこと。
- (2) 市が実施した行政評価結果に専門家の視点で評価を行うこと。
- (3) 行政評価制度の改善に意見を述べること。
- (4) その他市長が特に必要と認めたこと。

(組織)

第4条 委員会は、市長が次の各号に掲げる者から委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 一般公募による市民
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表して会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 前各項に定めるほか委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、委員長が委員の意見を聴き定める。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 委員会の会議において議事を決するとき、出席委員の過半数以上の賛成等を要するものとする。

(外部評価結果の報告)

第7条 委員長は、第3条に規定する所掌事項を執行することにより外部評価が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

2 委員長は、前項に拘らず市長に対して行政評価システム全般に意見を提案することができる。

(報告結果の利用等)

第8条 市長は、前条第1項に規定する報告があったときは、庁議及び部課長会議その他の会議で職員にその内容を周知しなければならない。

2 市長は、前条第2項の規定による提案があったときは、これを尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、行政評価における外部評価の実施に必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

5事業に対する委員主な意見 (※審議過程で出た自由意見)

(1)市民活動センター関係事業

●事業の必要性について

事業の必要性は高い。

住みよい活力あるまちづくりはとても重要。

市民一人一人が未来の半歩先に行く知恵を持つことが必要。

●事業の広報活動等について

センターの存在自体が地味。

活動内容が見えず、市民の認知度が低い。

本事業の認知度拡大に努めるべき。

多くの市民に意義を伝え参加を呼び掛ける程事業の必要性は高まる。

認知度アップのため商店街等目のつくところに広報誌を配置すべき。

市民活動ニュースをより魅力的にするべき。(編集ボランティア活用など)

●イベント等の企画の提案

10周年記念で効果的なイベントを。

男性の方が地域との関わりが薄い。若い頃から地域との接点を持てる活動を。

市民活動がアップする様な企画(講演会、在住専門家、商工会の協賛)を。

法人格を取得している団体より、草の根的な団体の市民活動育成を重点化すべき。

●社会福祉協議会との関係について

市民活動と福祉活動の違いが不明。懸案事項の様だが解決の姿勢が見られない。

社協との統合は市民組織が軌道にのった3年を目安に吸収すべき。

非効率であるため社協と統合すべき。

社協との住み分けが課題だが理事長が兼任であることが原因では。

●現在の運営について

現委託先は運営が不明瞭、情報公開が不十分。

加盟団体の活動状況が見えない。

現在の運営主体は方針が不明、情熱が希薄。市との協働、団体の育成を担うべき。

委託仕様書を充実させ、市としての積極的な取組み姿勢を。

市民活動団体は市と協働し公共サービスの提供や公共的価値の実現を担うべき。

市と運営主体とで本事業の課題の共有ができていない。

運営主体はコーディネート力、人材育成力が必要。

センターの役割分担や責任範囲が、市と運営主体とで不明確。両者間で意思疎通を。

●今後の運営について(市に対して)

当面市が積極的に取り組む姿勢を。(仕様書・担当市職員の充実、企画立案等)

運営のみ委託し、主要部分(組織人事など)は市が実施すべき。

知識や情熱を持つキーパーソンが必要、当面市が人材育成・派遣を担うことはやむを得ない。

●今後の運営について(指定管理者制度について)

人材育成やボランティアセンターとの一本化等の課題解決の為に指定管理者制度導入を。

運営方法に問題(10年以上随意契約、委託先から運営改善等の提案無し等)あり。

●今後の運営について(新たな組織について)

運営は住民参加の仕組みをより取り入れるべき。

実施主体が官製NPOの様相を呈しており実施団体の自主・自立性を涵養する様な方向転換を。

他の団体と同列のNPO法人への委託が問題。

「市民のための運営」を目的にコーディネーターを公募、現44団体を組織化に。

市の副市長か企画部長を長にして、運営・管理する新たな組織を作るべき。

将来的に各活動団体の代表者で組織する団体を育成、事業委託先とすべき。

●その他意見

外部団体へ委託した状況による効果が不明。

市民のための施設(他市民センター、コミプラ)等すべて使用状況、設備の検討を。

(2)松山地域市民センター管理事業

●出張所業務の継続意見

市民の出張所への期待はかなり大きく感じる。
出張所業務の廃止は市民サービスの低下につながる。
出張所業務のサービス低下にならないことが肝要。
出張所業務廃止とする前に需要や利便性等調査・検討すべき。
本庁舎と野塩と松山の出張所は三角点に位置し、市民サービス維持・向上からもこのままで。

●出張所業務の縮小意見

出張所の機能をそれ程落とさず簡素化、効率化を図れるか検討すべき。
出張所業務廃止等の財政的措置を講じた際は市民サービス低下とされない様な代替案を。
証明類は自動交付機、受付業務は週1回程度、その他は本庁舎とする。その際市民への周知を。
税金の収納はコンビニ振替えが可能、その際市民への周知を。
松山には自動交付機を入れ、職員を6人から4人に。

●センターのあり方について

施設利用件数の実績から本事業の必要性は認識できる。
施設利用者は特定の団体や個人が多いと思われる。
施設利用料を1時間300円から500円に上げ、収入増を図るなどの検討も必要。
地域市民センターの有り方を野塩の方も含めて検討を。
公金取扱等の業務が夜間対応していないことについてはさほど必要性を感じない。
公金取扱等の業務の夜間対応は何処か1箇所ですら足りる。また毎日の開館も必要性が乏しい。
センター管理については指定管理者制度導入はやむを得ない。
費用の70%が委託料であることは問題、指定管理者制度の導入を。
センター機能には直ちに指定管理者を、出張所業務には自動交付機の設置と最小の人員配置を。
指定管理者制度導入の際は利用料金制にし企画運営などによりサービス内容の向上を。
市が実施すべき事業である。

●新たな有り方の提案

センターと出張所が同じ建物であることが問題、出張所を別の所に移す等の検討を。
野塩と併せて『二出張所のあり方』の検討を。両者を統合し、駅前に『総合出張所』の検討を。
駅近くに「行政の窓口(インフォメーション、証明書発行、史跡ガイド、エンジンPR)」設置を。

●ボランティアセンター（及び障害者センター）について

ボランティアセンターの設置は他の類似施設と集約すべき意見も聞かれる。
ボランティアセンターが身近な場所にあることも一つのメリット。
ボランティアセンター、障害者センターは廃止を。
ボランティアセンターの使用状況を確認し、必要性の検討を。

●その他意見

今後自動交付機の発展が予想されるので有効な活用を。
出張所で扱う書類の判別が周知されていない、ホームページ以外でも周知強化を。
今回の配布資料に記載された数値(データ)では検討が難しい。

(3)消費者保護対策事業

●事業の必要性について

市民にとって必要性が非常に高い必要不可欠な事業。
専門性を必要とし、仲介者としての責任も求められる必要性が非常に高い事業。
本事業は消費者の安心・安全を守る重要な拠点である。
悪徳商法などに巻きこまれる事例が多発しており、事業の必要性は高い。
詐欺等の案件が増えているので、事業の拡充が望ましい。
消費者保護は重要な施策の1つなので充実が必要。

●相談員及び相談業務について

相談員の能力が高く成果を上げている。
消費生活相談業務については適切に対応し効果を上げている。
相談日等は特段少なくないが嘱託職員の相談員の負担が大きい、事業遂行の体制を見直すべき。
相談件数から相談員は2名ではなく1名で可能。
相談員のあり方は予算規模含めそのまま継続するべき。
相談件数から1回1時間としても平均3時間以下で終了しており嘱託職員相談員2名が適正。
相談員は市民課に所属させ、市民活動センターや男女共同参画センター内へ移転を提案したい。
詐欺等の被害は弁済等をさせることが少ないので未然防止に重点を置いてほしい。
有数の規模・能力を持つ東京都の消費生活総合センターとの連携を。
法律家とすぐにリンクできるシステムがあるとより安心できる。

●指定管理者制度について

施設管理は指定管理者制度の利用が可能だ。
相談業務以外(情報提供、消費生活講座、活動支援、貸館業務等)は指定管理者活用の検討を。
消費生活相談業務以外は可能な限り指定管理者制度導入が望ましい。
指定管理者制度は、専門相談員の短期化、サービスの低下にならないか疑問。

●その他貸し館業務のあり方について

施設利用料は安すぎる、今の料金で一時間料金にすれば三倍近くの収入を確保できる。
消費生活センターと貸し館業務を区別し、他施設と共有、見直し策の検討を。
各センターの貸し館業務は窓口を一本化していくべき。
ハコ物に対し縦割り行政がある。市直営とすべき業務を1本化し、市民活動センター、消費生活センター、男女共同参画センターを並列で見直し、無駄を省くべき。

●「ちえのわ」について

「ちえのわ」やそのイメージキャラクターなどに明確な説明が欲しかった。
「ちえのわ」編集技術を職員も身につけているべき。
唯一の専門的な情報紙である「ちえのわ」はタイトルも含め誌面の刷新が必要。
広報活動は重要であり、「ちえのわ」の内容の充実、隔月刊などの検討を。

●その他事業の広報活動等について

高齢者が集まる敬老大会等で事業のPRをすべき、他課と連携すべき。
トラブルの予防のために情報提供、例えば身のまわりの化学物質や食品安全テストを。
原発事故による放射能について長期の監視と情報データの公表を。
「賢い消費者」の育成という意識を持って活動していほしい。
生活情報の発信、被害防止と啓発、教育、消費者団体の育成など基本的対策の充実を。

●消費者団体について

消費者団体と他の市民団体の支援を分けている理由が不明、継続的に検討すべき課題である。
目的に沿わない登録団体など「何でも消費者に絡む」式の発想は事業の本質を損なう。

●組織のあり方について

産業振興課の一係であることは、必要性を軽視しており、また当該課は組織的に馴染まない。
消費者を取巻く情報の妥当性は市が判断すべきで、情報発信を行う産業振興が同所管は不適正。
循環型社会を考えれば対極の産業振興課が所管でも良い、産業振興を消費者安全の観点で。

(4) 敬老記念事業

●祝い金について

祝い金は適宜見直すべき。
祝い金は縮小すべき(88歳から支給など)。
祝い金の渡し方と安否確認の区別を工夫すべき。
祝い金は民生児童委員、地域福祉委員等が自宅訪問で支給すべき。

●記念品について

記念品を渡すだけでも意義がある。
記念品を渡すだけの状況については配布方法等を見直すべき。
記念品は「にんじんジャム」を贈呈(地産地消の意味から)。

●事業の再検討(アンケート、他市状況比較等)について

イベント内容についてパブリックコメントを実施すべき。
アンケート(感想・不参加の理由・記念品・場所)をとり来年度以降に反映させるべき。
参加者・関係者にヒアリングし、予算・内容・進め方等を検証すべき。
長寿を祝っている全国の市町村の事業を参考にすべき。
「清瀬市はどうするのか」を吟味すべき。

●説明・告知などについて

本事業の趣旨を参加者、関係者に説明すべき。
老人週間の告知を徹底し、認知度向上を図るべき。
大会は市報きよせで告知すべき。
敬老週間では町全体に敬老祝ムードが出るとよい(商店街の協力、ポスターの掲示など)。

●大会参加者について

対象者の親族も参加できる大会にすべき。
若年層の交流を持ると良い(小中高生の作文・絵画募集・吹奏楽演奏、俳句・短歌発表など)。
大会の記念事業は身体に無理のない人のみ対象にすべき。
大会の対象は市内在住の75歳以上の高齢者とするべき。
大会には多くの人が参加できる配慮をすべき(常連の集いにしない)。

●一か所・分散型開催について

大会の一か所開催はやむを得ない。
大会会場は地域ごとに分散すべき。
大会を分散型にし、削減されるバス借上料でイベントを充実させるべき。
大会は「老人いこいの家」で老人週間に開催すべき。
二部の演芸は各地域センターで実施すべき。

●大会実施主体等について

大会分散型にしても市が実施すべき(委託すると地域格差が生まれる可能性有り)。
大会は関連団体に委託すべき。
大会の開催主体を地域の自治会などにすべき。
大会の内容、運営方法は自治会に任せるべき(補助金の支給を行う)。
予算処置は市が行い、事業等は社会福祉協議会に委託すべき。
市と社会福祉協議会がルールを決め、地域ごとの自主的運営とすべき。
市の事業として給付を行い、大会運営形態を変更すべき。

●その他大会の実施手法について

大会開催場所は駅から近い場所がよい。
大会会場の空調設備・席の不足を改善すべき。
大会の演芸は地元になじみのものにすべき。
大会に出演する団体は無償にすべき。
大会出演者への報酬を削減をすべき(ボランティアを募るなど)。
バス借上料を削減すべき(シルバーパス制度利用)。
開催時期は9月の敬老の日がよい(趣旨がぼやけないように)。

(5)健康増進事業

●事業の継続について

高齢者を対象としない一般のスポーツクラブより親切的な面もあり、基本的には維持継続を。介護予防的利用が増え、若い人の夜間利用は多くないが利用は見られるので増加の可能性は有。

●事業の強化・拡充について

一般的な健康づくりに加え、特定健診等で運動を奨励された方と本事業の関連を強化すべき。病院のまち、健康のまちとして本事業を充実させるべき。施設機器も可能な限り民間並みに近づけ、プログラム等も魅力的なものに。

●事業の縮小について

夜間の利用者は少なく、トレーニング的な要素が濃いので取りやめても良いのでは。

●事業の強化かつ縮小の提案

高齢者対応の地域保健事業に再編・強化し、非高齢者には民間施設や広域施設の利用促進を。

●代替性の可能性・提案について

本事業の問題はコストと代替性。

現在実施している健康な方へのトレーニングは民間施設の活用、利用件補助で対応が可能。

運動指導員や必要な施設整備を市の直営で継続して行うことは財政的に厳しい。

事業目的、利用率から民間のスポーツセンター等での代替が十分可能。

本事業は医療費抑止等に効果があるが指導員や機材を整備してまで市直営でやる必要性に疑問。

利用者数（特に夜間利用者等）との費用対効果及び財政状況からみても市直営に疑問。

機器の保守点検及びリース費用削減からも民間施設等の利用券補助等の代替策が有効。

当初は必要性が高い事業であったが民間スポーツジム等と比較し見直しの時期である。

事業費11,000千円、うち人件費79%である。民間企業はスタッフの充実等からより安心できる。

1か月1万円の民間企業と、30人として月30口契約すれば、年間3,600千円の予算で済む。30口の運用方法として、事前登録と午前、午後、夜間毎の日時指定の後、30の枠内で利用可能とする。

●事業の広報活動・アンケート・目標等について

細かな利用者アンケートをするべき。

積極的なPR活動が必要。体力テストは全市民対象のイベントにしてはどうか。

体力データを蓄積・公表し、市民の体力の見える化を。

きめ細やかかつ専門的指導、健康・食事相談、医療機関連携等をよりアピールすべき。

現状を維持するなら、より真摯な考えを持ち、会議等で新企画の検討を行う時間を作るべき。

年度毎の利用者数増の目標を立て活動内容を検討、実施すべき。

●その他事業の実施にかかる提案

立地の利点をもっと工夫するべき。

30代からの習慣病予防を核に基礎体力作りに力点を。

利用者が高齢者に偏らない様な年齢層のバランスに留意を。

機器を使用した健康づくりは効果的だが体育館などと併設した方がより効果的。

●その他意見

近隣の類似施設に車で行く場合、市内の施設にこだわりを感じない。存在を知らなかった。